

横浜市開港記念会館
指定管理者選定委員会
報告書

令和5年8月

1 経緯

現在区直営で管理運営している横浜市開港記念会館について、令和6年4月より指定管理者制度に移行することに伴う指定管理者（令和6年4月1日から令和11年3月31日）の選定にあたり、横浜市開港記念会館指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、第1回選定委員会において公募要項と評価基準項目等を決定し、第2回選定委員会において申請者から提出された提案資料の審査や面接審査を行いました。

このたび、選定委員会による審議の結果、指定候補者を選定しましたので、ここに選定結果を報告します。

2 指定管理者選定委員会 選定委員

委員長 吉田 鋼市（横浜市文化財保護審議会委員、横浜国立大学名誉教授）

委員 大久保 泰宏（中区老人クラブ連合会 副会長）

委員 小島 智子（第4地区南部連合町内会 会長）

委員 佐藤 響子（横浜市立大学 国際教養学部 教授）

委員 古本 悦子（税理士）

3 指定候補者選定の経過

項目	年月日
第1回選定委員会 （公募要項・評価基準項目等の決定）	令和5年5月10日（水）
公募要項等配付	令和5年5月24日（水）～7月11日（火）
応募者説明会及び現地見学会	令和5年6月6日（火）
公募に関する質問受付	令和5年6月8日（木）～6月14日（水）
公募に関する質問回答	令和5年6月28日（水）
申請書類受付	令和5年7月10日（月）から7月11日（火）
第2回選定委員会 （書類審査・面接審査等の実施）	令和5年8月9日（水）

4 審査の考え方

選定委員会では、「横浜市開港記念会館指定管理者公募要項」（以下、「公募要項」という。）においてあらかじめ定めた「横浜市開港記念会館 指定管理者評価基準項目」に従って、申請団体から提出された提案書類の審査及び面接審査を行いました。

なお、配点は合計180点とし、各委員（5名）の点数を合計し、評点としました。（最低基準店は加減点項目を除く合計点175点満点の6割以上とし、最低基準に満たない場合は、応募団体が1団体であっても指定候補者として選定せず、再度公募を行います。）

5 選定評価基準項目及び配点

評価基準項目	配点
(1) 横浜市開港記念会館の設置理念、区政運営上の位置付け等の理解	30 点
(2) 公共施設としてのサービス品質の維持・向上	70 点
(3) 管理運営経費の縮減	30 点
(4) 安定した運営体制の確保	40 点
(5) 団体の資質・実績 (加減点項目)	5 点
(6) 新型コロナウイルスへの対応等	5 点
合計点数	180 点

6 応募者の資格(制限)について

応募者の資格について、必要書類の提出をもって、公募要項に定める「欠格事項」に該当しないことを確認しました。

公募要項(抜粋)

7 応募に関する事項

(4) 応募者の資格

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営することのできる法人その他の団体(複数の団体が共同する共同事業体を含む。)とします。法人格は必須ではありませんが、個人での申請はできません。

(5) 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により横浜市における入札の参加資格を制限されていること

イ 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税又は労働保険料を滞納していること
ウ 労働保険(雇用保険・労災保険)及び社会保険(健康保険・厚生年金保険)への加入の必要があるにもかかわらず、その手続きを行っていないもの。

エ 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること

オ 当該指定管理者の選定を行う選定委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること

カ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団経営支配法人等(横浜市暴力団排除条例(平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号)第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。)であること

※本項目について、横浜市が神奈川県警察本部に対し調査・照会を行うため、別添の「役員等氏名一覧表」(様式 9)を提出してください。

キ 指定管理者の責に帰すべき事由により、2 年以内に指定の取消を受けたものであること

ク 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

※共同事業体の場合には、構成するすべての団体が前記の欠格事項に該当しないとともに、協定締結時までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出すること、また、当該共同事業体の構成団体が当該施設の指定管理者の選定に単体として応募しておらず、かつ、2以上の共同事業体の構成団体として応募していないことが必要です。

※中小企業等協同組合の場合には、本指定管理業務を担当するすべての組合員が前記いずれの欠格事項に該当しないとともに、当該中小企業等協同組合の担当組合員が当該施設の指定管理者の選定に単体として応募しておらず、かつ、2以上の共同事業体の構成団体として応募していないことが必要です。

7 申請団体

ソーシャルアカデミックマネジメント（共同事業体）

代表団体 株式会社神奈川新聞社

構成団体 学校法人神奈川大学

相鉄企業株式会社

8 選定結果

選定結果において厳正な選定を行った結果、次の団体を指定候補者に決定しました。

ソーシャルアカデミックマネジメント

9 得点

評価基準項目（委員合計点）	ソーシャル アカデミック マネジメント
(1) 横浜市開港記念会館の設置理念、区政運営上の位置付け等の理解 (150点)	125点
(2) 公共施設としてのサービス品質の維持・向上 (350点)	292点
(3) 管理運営経費の縮減 (150点)	102点
(4) 安定した運営体制の確保 (200点)	151点
(5) 団体の資質・実績（加減点項目） (25点)	25点
(6) 新型コロナウイルスへの対応等 (25点)	25点
合計点数 875点+25点（最低評価基準点 525点）	720点

10 審査講評

ソーシャルアカデミックマネジメント（共同事業体）を、最低評価基準点を上回る 720 点の評価により、指定候補者として選定しました。

優れている点として、新聞社、大学、設備管理会社の共同企業体なので会館の運営に関する要素をすべて備えており、3 団体の特色が活かされた魅力的な提案だと感じられました。

課題点として、不確定要素のある自主事業による収入及び支出について予測の範囲内で収支予算書の数字に反映させる必要があること、及び利用料金の設定について中区と協議し見直しを図る必要があることが挙げられます。

指定候補者となったソーシャルアカデミックマネジメントには、3 団体の特色が十分に活かされるよう、区と協議し管理運営体制を構築することを期待します。